

板橋区立エコポリスセンター指定管理者評価要領

平成 26 年 7 月 4 日

資源環境部長決定

1 趣旨

この要領は、「指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する基本方針」（平成 20 年 8 月 22 日区長決定）に基づき、評価委員会等の行う評価等に関して必要な事項を定める。

2 評価委員会が行う評価

(1) 事業報告書の内容審査

(2) 利用者アンケート（満足度）調査結果の内容審査

(3) 現地調査及びヒアリング

① 現地調査

指定管理者に施設内外を案内させ、事業の実施状況、施設内外の維持管理・清掃状況、設備の状態、職員の利用者への対応等について調査する。

② ヒアリング

指定管理者から、施設の管理運営概要及び自己評価説明を受けて、評価項目に沿ってヒアリングを行う。

(4) 指定管理者法人の財務状況審査

指定管理者が安定的に、継続して公の施設の管理運営を代行できる状況にあるかどうかを確認するため、計算書類等による審査を外部企業会計専門家に委託し実施する。

(5) 指定管理者が雇用する施設従業員等の労働条件審査

指定管理者の下で働く従業員等の労働条件が、区民サービスの向上に向けて安定的・継続的に業務に従事でき、公の施設の管理運営業務に責任の担える状況にあるかどうかを確認するため社会保険労務士の資格を有する者に委託し実施する。

(6) (1)～(5)の結果を評価し、区長に報告する。

3 評価委員会が行う評価の視点及び項目

エコポリスセンター指定管理者評価シート（別表 1）による。

4 評価委員会の評価等の方法

(1) 評価項目ごとの個別評価の目安

指定管理者評価シート（別表 1）の項目ごと達成度を検証し、5段階（1～5点）で採点する。

5点・・・特に優れている

4点・・・優れている

3点・・・適正である

2点・・・さらに努力が必要である（改善努力の要請）

1点・・・改善すべき点がある（必要な措置）

(2) 総合評価

① 評価項目ごとの評価委員全員の採点を合計した「A～E」の5段階で判定する。

A・・・特に優れている

合計点480点以上（合計点の80%以上）

B・・・優れている

合計点420点以上（合計点の70%以上）

C・・・適正である

合計点300点以上（合計点の50%以上）

D・・・さらに努力が必要である（改善努力の要請）合計点240点以上（合計点の40%以上）

E・・・改善すべき点がある（必要な措置）

合計点239点以下（合計点の40%未満）

② 評価ごとの結果（評価委員5人の評価点数の合計）

6点～10点・・・1委員あたりの平均点が2点以下となるため、該当項目について、改善に向けた努力を要請する。

5点・・・評価内容を確認し、該当項目について、必要な措置（指導、勧告、命令）を講ずる。

- ・ 評価理由を明確に記載する。
- ・ 管理運営に対する指摘事項や今後の管理運営に向けての意見等を記載する。

5 必要な措置

- (1) 評価の結果を指定管理者に通知するとともに、改善が必要な場合、エコポリスセンター館長は速やかに指定管理者に対し「改善指示書」により改善すべき内容と期限等について指示を行う。
- (2) 指定管理者は、改善項目の対応策を「改善計画書」にまとめ、30日以内に区長に提出するとともに改善に全力で取り組むものとする。
- (3) 環境戦略担当課長は、「改善計画書」に基づく改善状況の確認、または、必要に応じて施設への立ち入り等により業務遂行状況を確認するとともに、措置の内容及び指定管理者の改善状況又は改善計画を速やかに評価委員会に報告するものとする。
- (4) 環境戦略担当課長は、蓄積した評価等の結果及び措置状況等を分析し、次期指定管理者の選定反映させる。

6 評価結果の公表

- (1) 評価委員会が行った評価結果について、評価を実施した年度内にホームページ等で公表する。
- (2) 公表の範囲は、次のとおりとする。

- ① 施設名
- ② 指定管理者名
- ③ 評価の実施方法
- ④ 評価の視点
- ⑤ 評価の実施時期
- ⑥ 評価の結果
- ⑦ 改善を要する事項
- ⑧ 改善内容又は改善計画
- ⑨ 評価委員会の構成
- ⑩ その他必要な事項

(3) 評価委員会による評価項目別の評価内容については、評価の公平性・公正性確保の観点から、委員全員の合計点の範囲にとどめ、委員個人の評価内容は公表しない。

付 則

この要領は、平成 26 年 7 月 4 日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。